

今後の市の対応について

令和3年8月2日

新型コロナウイルス感染症三次市対策本部

7月30日に開催された新型コロナウイルス感染症広島県対策本部員会議において決定された「新型コロナ感染拡大防止のための早期集中対策」（以下「集中対策」という。）、本市及び県内の感染状況等を踏まえ、次のとおり取り組むものとする。なお、感染の状況や国・県の対応等を踏まえ、適宜見直すものとする。

1 市民等への呼びかけ

市民及び事業者に対して、集中対策の4を踏まえ、引き続き基本的な感染防止対策を徹底していただくことに加え、次の事項を呼びかける。

- (1) 外出機会の半分削減、及び事業所におけるテレワークの活用等による出勤者の7割削減
- (2) 同居する家族以外との会食を控えること（ただし、同居する家族以外での会食等にあつて、アクリル板等の物理的対策が適切に導入されている飲食店を利用する場合はこの限りではない。）
- (3) 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が実施されている都道府県や地域（広島市、三原市、廿日市市を含む。）との往来は最大限自粛すること

2 市の施設の取扱い

次の要件のもとで利用に供することとし、要件を満たさない場合は利用を休止する。

ただし、既に使用許可等を行っており、キャンセルが困難な場合を除く。

また、この旨を指定管理者等に周知する。

(1) 屋内施設・屋外施設共通

ア 市外からの新規使用申請の受付中止

貸館、貸室、貸会場に係る市外の住民・団体等からの新規の施設使用申請については、受付を中止する。

イ 感染防止対策の徹底

業種別ガイドラインを遵守し、施設内外に混雑が生じないように入場整理等を徹底する。

(2) 屋内施設の利用人数、利用者の制限

屋内の施設を利用できる人数は、施設の収容定員の半分以上とする。（収容定員が定まっていない施設は、「利用面積/4㎡・人」を限度とする。）

(3) 集客施設

- ・ 集客の多い施設については、地域を超えた人の流れを抑制する観点から、各施設管理者において、市外からの来訪を控えていただくよう対応する。
- ・ 主要な集客施設について、来客者のモニタリングを実施する。

3 市主催の行事等の取扱い

市が主催（市が実行委員会の構成員である場合も含む。）する行事等は、中止又は集中対策期間後に延期することを基本方針として、再検討する。ただし、次のものを除く。

- (1) オンライン開催とするもの
- (2) 参加者が少数に限定され、かつ特定されており、3密を回避できる十分なスペース又は時間を有しているもの
- (3) 法令等により、この期間に実施することが止むを得ないもの

※ 開催する場合も、「広島県におけるイベントの開催条件について」や県対処方針を遵守し、感染防止対策を徹底すること。（特に、飲食場面のないようにすること及び基本的にはマスクを外す必要のない設定をすることに留意する。）

4 期間

令和3年8月3日（火）（2については8月4日）から9月12日（日）まで

※ 新型コロナウイルス感染症対策本部において7月30日に決定された8月2日以降の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置地域は次のとおり

【緊急事態宣言地域】東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府及び沖縄県（8月31日まで）

【まん延防止等重点措置地域】北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県（8月31日まで）